

## 市川町省エネ家電購入支援事業補助金交付申請書兼請求書

市川町長 様

市川町省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請するとともに、裏面に記載する誓約事項について誓約します。

## 1 記入事項（下の項目をすべて記入してください）

## (1) 申請者

フリガナ	イチカワ タロウ	生年月日	昭和〇年〇月〇日
申請者氏名	市川 太郎 印 ※裏面の誓約事項についても誓約します。	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇
郵便番号	6 7 9 - 2 3 9 2		
住所	市川町西川辺165の3		

## (2) 購入した省エネ家電（記入欄が不足する場合は多数記入様式を使用してください）

購入した省エネ家電		設置		金額（税込）※						
家電の種類①		エアコン（新設・買替）・冷蔵庫等・LED照明機器※該当に〇印								
メーカー①	〇〇〇〇	購入日	令和8年5月1日	↓右づめで記入						
型番①	FG-HI456J	設置場所	リビング	2	4	7	5	0	0	円
製造番号①	1234567	設置日	令和8年5月3日	※消費税・設置工事代も含む						
家電の種類②		エアコン（新		複数品目、複数台の家電を購入した場合も合算して申請が可能ですが、4台以上を合算して申請される場合には、「(2) 購入した省エネ家電」欄を空白にして、別紙の「多数記入様式」を使用してください。						
メーカー②		購入日								
型番②		設置場所								
製造番号②		設置日								
家電の種類③		エアコン（新								
メーカー③		購入日								
型番③		設置場所		年	月	日	※消費税・設置工事代も含む			
製造番号③		設置日								
(省エネ家電①～③合計金額) = 補助対象経費④				2	4	7	5	0	0	円
補助対象経費④×1/2 = 補助申請予定額 (補助金上限5万円、千円未満切捨て。合算した補助対象経費の総額が5万円以上の場合にのみ申請を可能とします。)				5	0	0	0	0	0	円

※クーポン、商品券、ポイント等の使用相当額を差し引いた後の額を記載してください。

(裏面)

(3) 振込先口座

金融機関	ひまりん	銀行・信用金庫 信用組合・農協	市川	支店・本店 支所・出張所		
銀行・支店コード	銀行コード(4桁)			支店コード(3桁)		
	○	○	○	○	○	○
預金種目	普通・当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7			
フリガナ	イチカワ タロウ					
口座名義人	市川 太郎 (申請者本人名義の口座)					

2 関係書類 (この申請書と一緒に提出が必要なもの)

- (1) 省エネ家電の購入に係る領収書等の写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの (購入日、購入店名、購入製品名又は型番、購入費用 (支払明細の記載等補助対象経費が確認できるもの))
- (2) メーカーが発行した補助対象家電の製造番号等が分かる保証書の写し
- (3) 家電リサイクル券の排出者控の写し (エアコン及び冷蔵庫等の買替えの場合に限る。)
- (4) 設置前の写真 (LED照明機器への買替えに限る。)
- (5) 設置後の写真
- (6) 補助対象家電の省エネ基準達成率が 100 パーセント以上のものであることが分かる書類の写し (エアコンの買替え若しくは新設又は冷蔵庫等の買替えの場合に限る。)
- (7) 申請者本人確認書類の写し (住民票の住所と一致していること)
- (8) 補助金の振込先通帳等の写し (銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるもの) ※申請者本人名義の口座に限る。
- (9) そのほか、町長が必要と認める書類

3 誓約事項 (補助金申請に当たり必ず守っていただくこと)

- (1) 購入した機器は、購入後、6年間は市川町の承認なしに譲渡、交換、売払、貸付け、担保に供しません (補助金を返還していただく場合があります。)
- (2) 市川町暴力団排除条例 (平成 25 年条例第 1 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団等ではありません。
- (3) 市川町が町税納付状況及び住民基本台帳で世帯情報を確認することを承認します。
- (4) 国、県、その他の団体から同種の補助金等の交付を受けていません。
- (5) 補助対象家電は、市川町省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱第 2 条補助対象製品の要件をすべて満たしています。